

最高裁判所提出資料

裁判の迅速化法に関する検討会（第1回）

配布資料目録（最高裁提出資料）

- 資料1 裁判の迅速化に関する法律
- 資料2 裁判の迅速化に係る検証に関する検討会委員名簿
- 資料3 裁判の迅速化に係る検証の概要
- 資料4 事件統計

裁判の迅速化に関する法律 〔平成十五年七月十六日号外法律第七号〕

（目的）

第一条 この法律は、司法を通じて権利利益が適切に実現されることその他の求められる役割を司法が十全に果たすために公正かつ適正で充実した手続の下で裁判が迅速に行われることが不可欠であること、内外の社会経済情勢等の変化に伴い、裁判がより迅速に行われることについての国民の要請にこたえることが緊要となっていること等にかんがみ、裁判の迅速化に関し、その趣旨、国の責務その他の基本となる事項を定めることにより、第一審の訴訟手続をはじめとする裁判所における手続全体の一層の迅速化を図り、もって国民の期待にこたえる司法制度の実現に資することを目的とする。

（裁判の迅速化）

第二条 裁判の迅速化は、第一審の訴訟手続については二年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局させ、その他の裁判所における手続についてもそれぞれの手続に応じてできるだけ短い期間内にこれを終局させることを目標として、充実した手続を実施すること並びにこれを支える制度及び体制の整備を図ることにより行われるものとする。

2 裁判の迅速化に係る前項の制度及び体制の整備は、訴訟手続その他の裁判所における手続の整備、法曹人口の大幅な増加、裁判所及び検察庁の人的体制の充実、国民にとって利用しやすい弁護士の体制の整備等により行われるものとする。

3 裁判の迅速化に当たっては、当事者の正当な権利利益が害されないよう、手続が公正かつ適正に実施されることが確保されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、裁判の迅速化（前条に規定する裁判の迅速化をいう。以下同じ。）を推進するため必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（法制上の措置等）

第四条 政府は、前条の施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（日本弁護士連合会の責務）

第五条 日本弁護士連合会は、弁護士の使命及び職務の重要性にかんがみ、裁判の迅速化に関し、国民による弁護士の利用を容易にするための弁護士の態勢の整備その他の弁護士の体制の整備に努めるものとする。

（裁判所の責務）

第六条 受訴裁判所その他の裁判所における手続を実施する者は、充実した手続を実施することにより、可能な限り裁判の迅速化に係る第二条第一項の目標を実現するよう努めるものとする。

（当事者等の責務）

第七条 当事者、代理人、弁護人その他の裁判所における手続において手続上の行為を行う者（次項において「当事者等」という。）は、可能な限り裁判の迅速化に係る第二条第一項の目標が実現できるよう、手続上の権利は、誠実にこれを行使しなければならない。

2 前項の規定は、当事者等の正当な権利の行使を妨げるものと解してはならない。

(最高裁判所による検証)

第八条 最高裁判所は、裁判の迅速化を推進するため必要な事項を明らかにするため、裁判所における手続に要した期間の状況、その長期化の原因その他必要な事項についての調査及び分析を通じて、裁判の迅速化に係る総合的、客観的かつ多角的な検証を行い、その結果を、二年ごとに、国民に明らかにするため公表するものとする。

2 前項の検証の結果については、第三条の規定による国の施策の策定及び実施に当たって、適切な活用が図られなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(最高裁判所による検証の結果の最初の公表)

2 第八条の規定による検証の結果の最初の公表は、この法律の施行の日から二年以内に行うものとする。

(検討)

3 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

裁判の迅速化に係る検証に関する規則〔平成十五年最高裁判所規則第二十六号〕

(検証の手続)

第一条 最高裁判所が裁判の迅速化に関する法律（平成十五年法律第百七号）第八条第一項の規定による裁判の迅速化に係る検証（以下「裁判の迅速化に係る検証」という。）を行うに当たっては、裁判所における手続の状況についての検証の実施に関する事項について、最高裁判所事務総長が検討会を開催して裁判官、検察官、弁護士及び学識経験のある者の意見を聴くものとする。

第二条～第四条 （略）

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会委員名簿

(平成25年7月1日以降)

東京大学大学院経済学研究科教授	井堀利宏
横浜地方裁判所判事	甲斐哲彦
京都大学大学院法学研究科教授	酒巻匡
東京工業大学名誉教授（建築家）	仙田満
中央大学法科大学院教授	高橋宏志
弁護士（東京弁護士会）	中尾正信
弁護士（第一東京弁護士会）	二島豊太
株式会社テレビ朝日報道局ニュース情報センター外報部 課長	野間万友美
東京地方裁判所判事	細田啓介
最高検察庁検事	水野美鈴
一橋大学大学院法学研究科教授	山本和彦

(五十音順)

裁判の迅速化に係る検証の概要 ～これまでの検証の経過と今後の検証方針～

- ▶ 最高裁では、平成15年に施行された迅速化法に基づき、法曹三者と有識者から構成される検討会を開催した上、裁判の迅速化に係る検証を実施
- ▶ 裁判の長期化の原因その他の事項についての調査及び分析を通じて**裁判の迅速化に係る総合的、客観的かつ多角的な検証を実施**
- ▶ 検証の結果を2年ごとに公表 → 平成25年7月に5回目の検証結果を公表

これまでの検証の経過

第1回検証(平成17年7月公表)

- 地裁第一審訴訟事件の審理期間の経年的推移等の状況について検証

第2回検証(平成19年7月公表)

- データ項目を追加し、手続の段階に即した統計データの分析、検討を実施
- 審理の長期化に影響を及ぼす要因とその背景事情の初期的な考察を実施
 - ◆ 各地の裁判所において裁判官に対するヒアリング調査を実施

第3回検証(平成21年7月公表)

- 新たに家事事件を検討対象に加え、統計データを継続的検証
- **長期化要因**について踏み込んだ分析・検討を実施 ※別紙1参照
 - ◆ 民事訴訟事件一般に共通する長期化要因を分析・検討
 - ① 主に争点整理の長期化に関連する要因
 - ② 主に証拠収集に関連する要因
 - ③ 専門的知見を要する事案に関連する要因
 - ④ 裁判所、弁護士の執務態勢等に関連する要因
 - ◆ 個別事件類型(医事・建築・労働・遺産)に特有の長期化要因を分析・検討
 - ◆ 各地の弁護士会において弁護士に対するヒアリング調査を実施

第4回検証(平成23年7月公表)

- 民事・刑事・家事の各事件類型の統計データを幅広く取り上げて継続的に検証
- 長期化要因を解消し裁判の一層の適正・充実・迅速化を推進するための**具体的施策**を提示
 - ◆ **運用面**の施策と、運用を支える**制度面**の施策及び**態勢面**の施策を幅広く提示 ※別紙2参照
 - ・制度・運用面 → 民事訴訟事件一般に関する施策・個別の事件類型に関する施策
 - ・態勢面 → 裁判所に関する施策・弁護士に関する施策
 - ◆ 各種施策は、別途、関係機関における検討が必要となることを前提とした「たたき台」
 - ◆ 各地の裁判所及び法テラスにおいて実情調査を実施

第5回検証(平成25年7月公表)

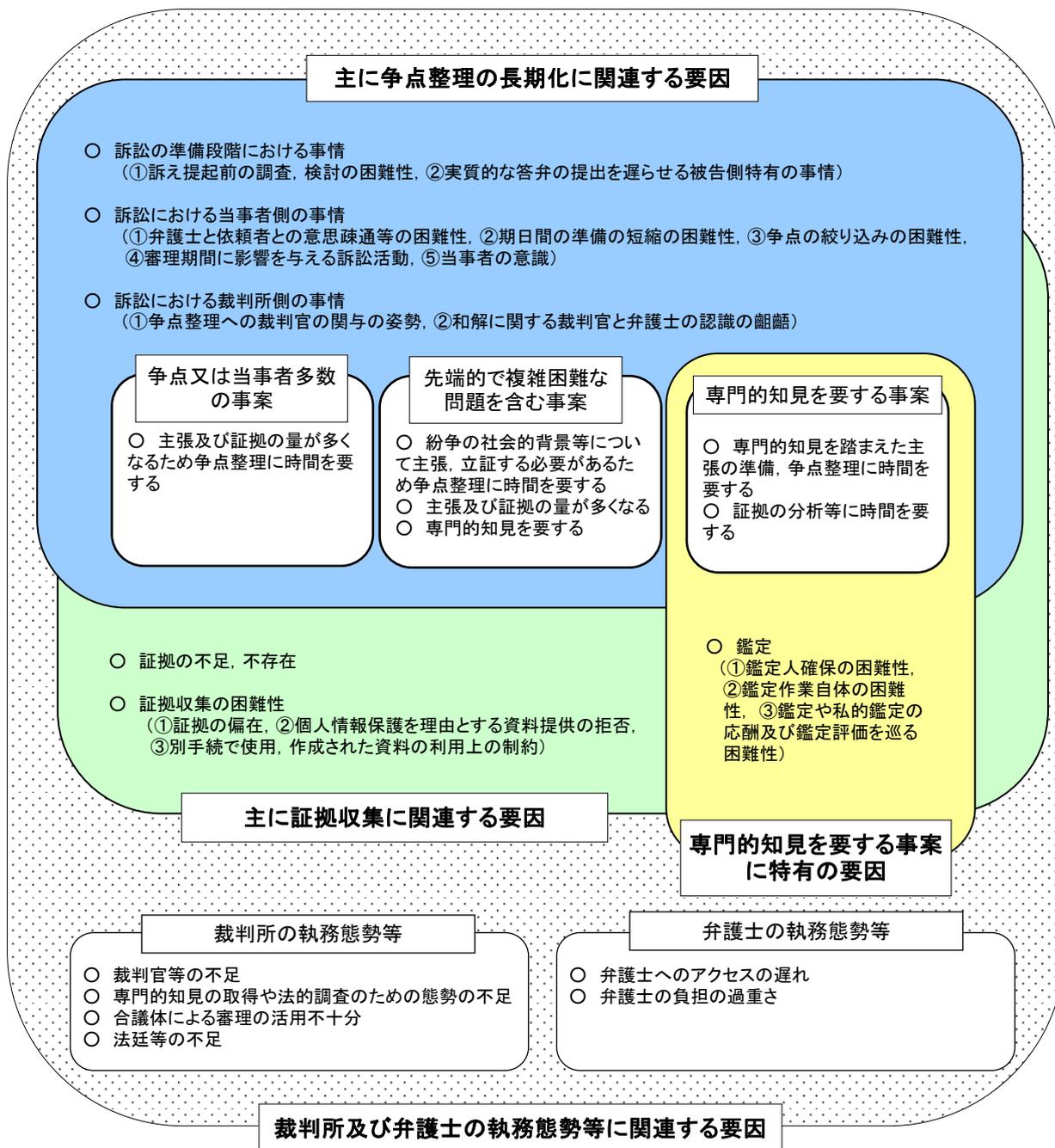
- 統計データを幅広く取り上げて継続的に検証
- 裁判の在り方に影響を与える**裁判手続外の社会的要因**を幅広く検討 ※別紙3参照
 - ◆ 相談機関や裁判所等における実情調査や諸外国の実情調査を踏まえた**実証的な検証**を実施
 - ・ 法的紛争一般につき、**潜在的紛争の存在とその顕在化要因**について実証的に分析・検討
 - ・ ADRや保険制度に着目しつつ、**社会全体での紛争解決の全般的状況**を分析・検討
 - ・ 基盤整備法の趣旨を踏まえつつ、**裁判所の果たすべき役割**について検討・分析
- **第3回、第4回検証と一体**として、紛争全般を視野に入れた総合的・客観的・多角的検証を実施

今後の検証

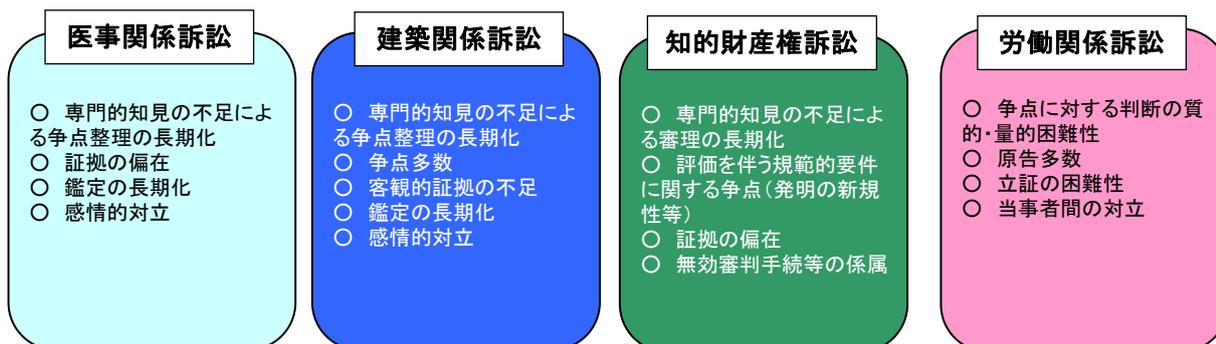
- 統計データの分析を中心とした検証の継続
- これまでの検証のフォローアップ

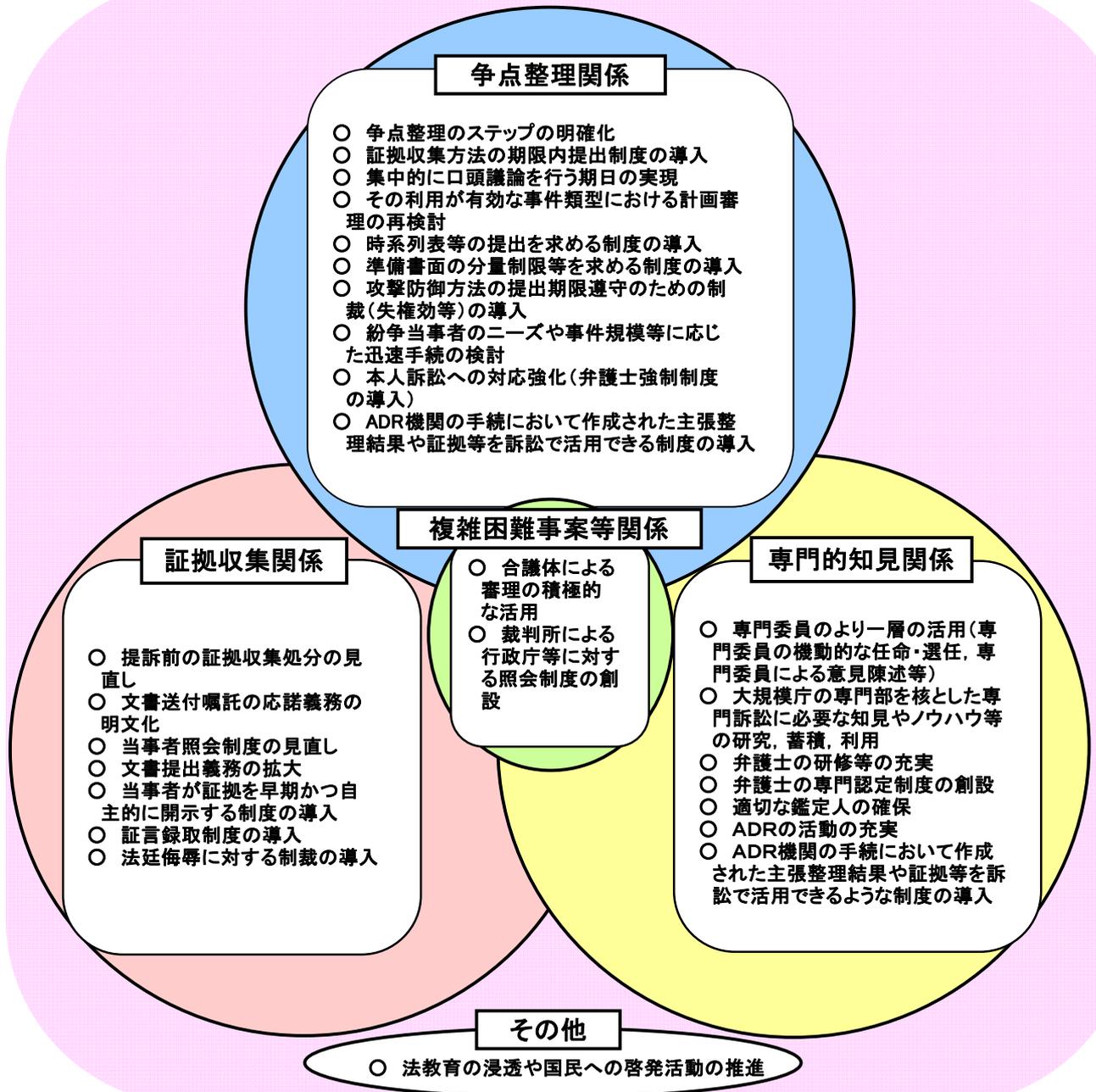
【民事訴訟事件の長期化要因】

＜民事訴訟事件一般に共通する長期化要因＞

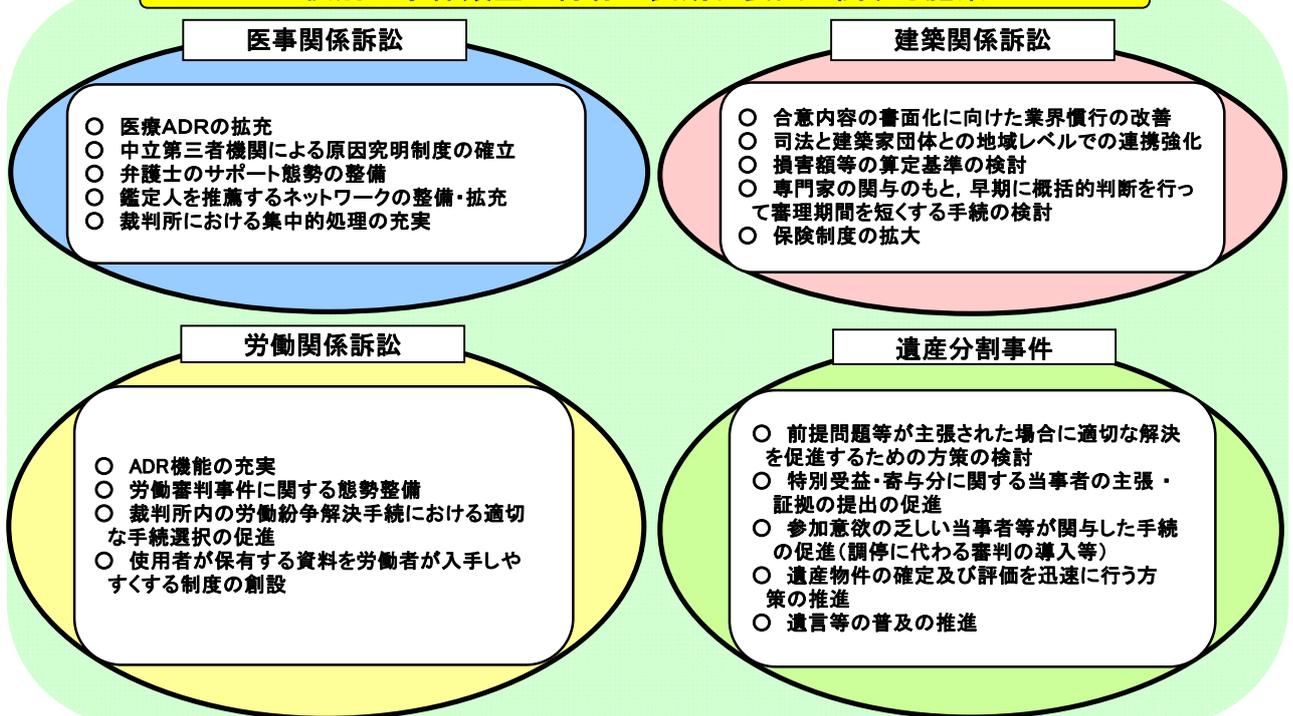


＜個別の事件類型に特有の長期化要因＞





個別の事件類型に特有の長期化要因に関する施策



裁判所及び弁護士の執務態勢等に関する施策

裁判所に関する施策

○ 裁判官の人的態勢の整備

大規模庁を始め、負担が増大している庁において、継続的に相応の裁判官の態勢を拡充

○ その他の裁判所職員の態勢整備

○ 合議体による審理の積極的な活用

裁判長の単独事件の負担の適正化と、そのために必要な右陪席の態勢整備

○ 物的態勢の整備

法廷等の整備・使い勝手の向上、電話会議システムを含むIT環境の整備

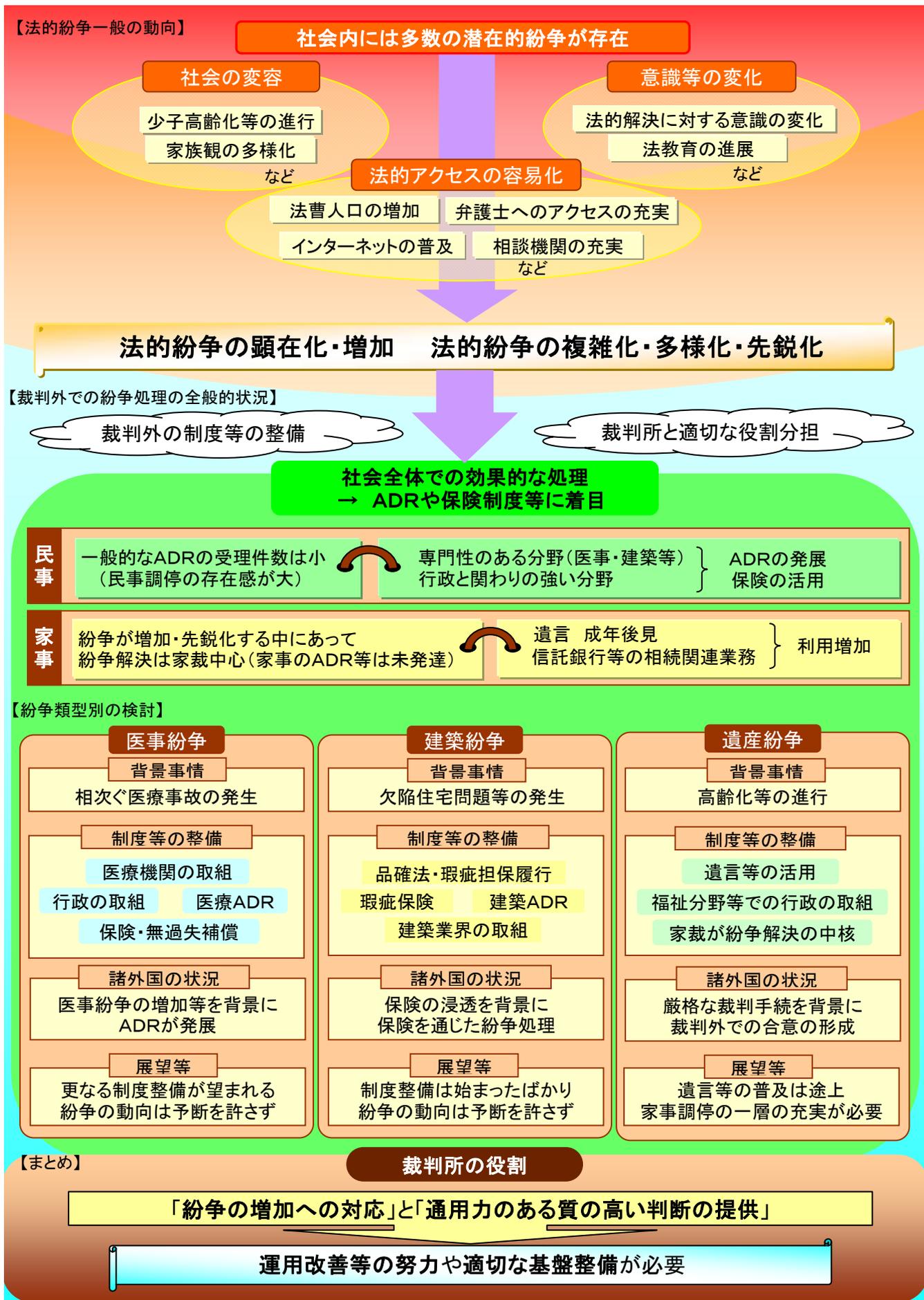
弁護士に関する施策

弁護士へのアクセス

- 弁護士の活動領域の拡大
- 法テラスの一層の整備・充実
- 民事法律扶助や権利保護保険の拡充
- 弁護士に関する適切な情報開示
- 本人訴訟への対応強化（弁護士強制制度の導入）

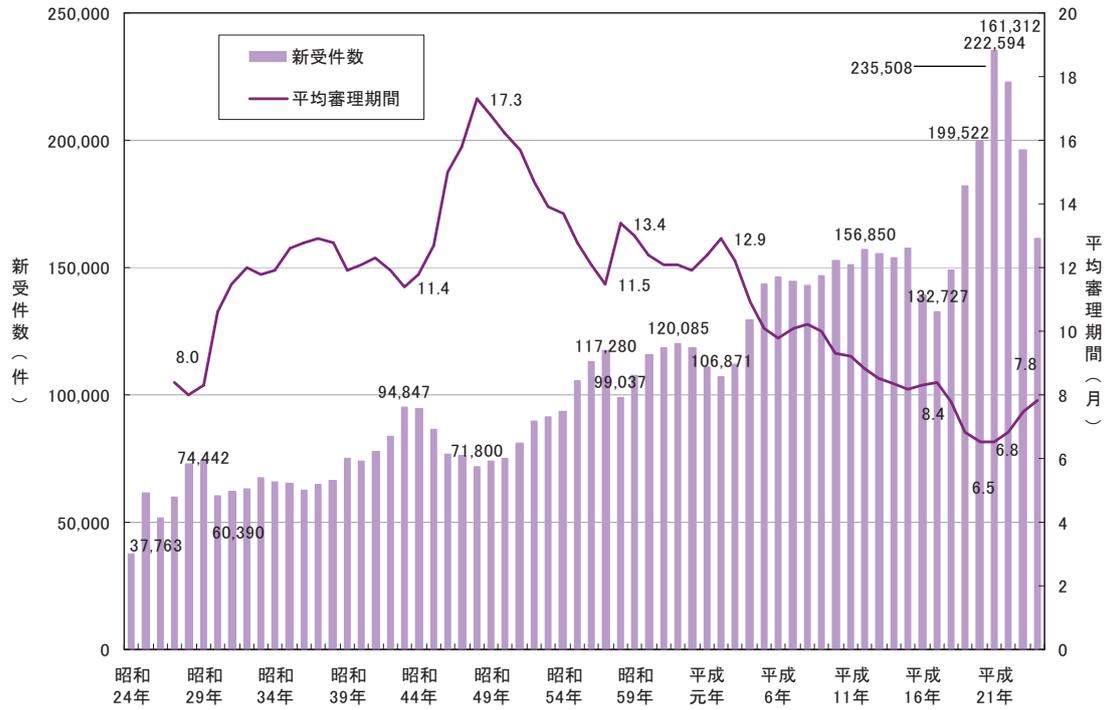
弁護士の執務態勢

- 弁護士の繁忙状況の解消
- 複雑な事件等についての弁護士のサポート態勢の整備
- 若手弁護士に対するOJTや研修の充実

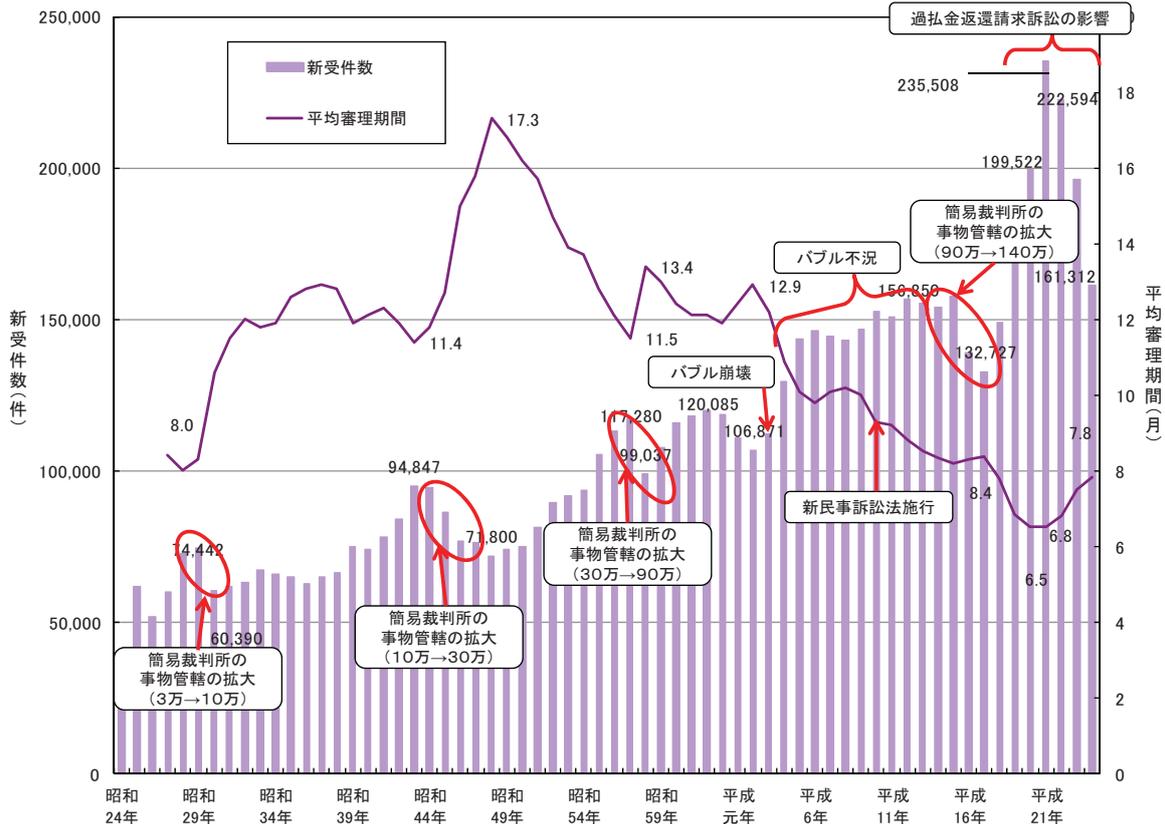


民事第一審訴訟事件の概況

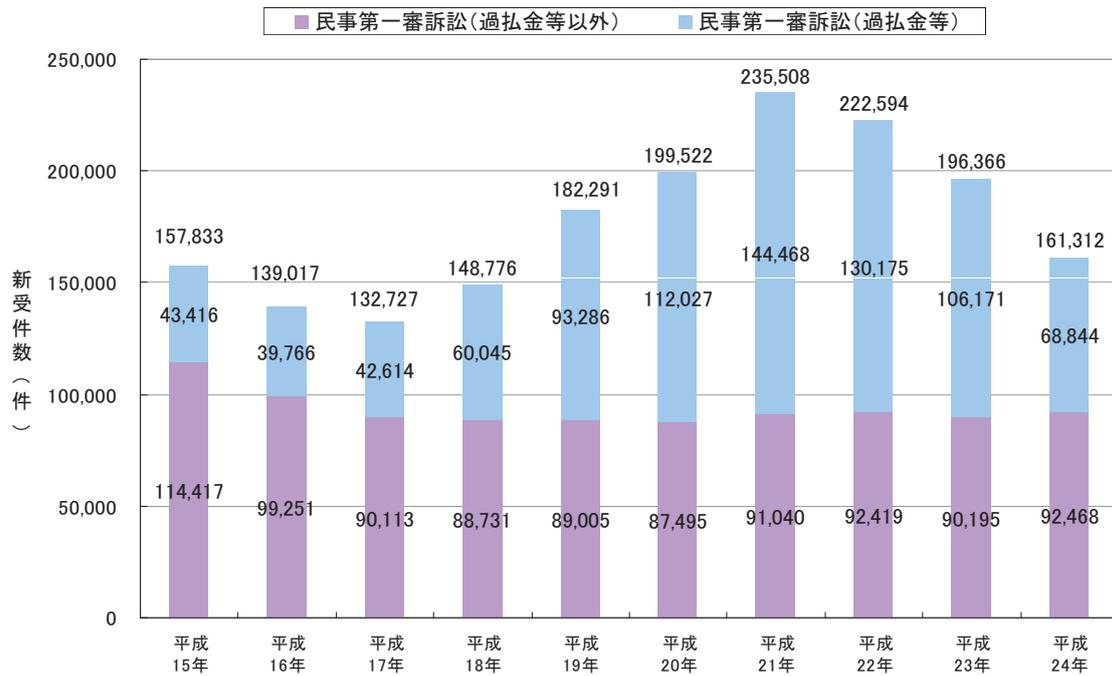
【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(民事第一審訴訟(全体))



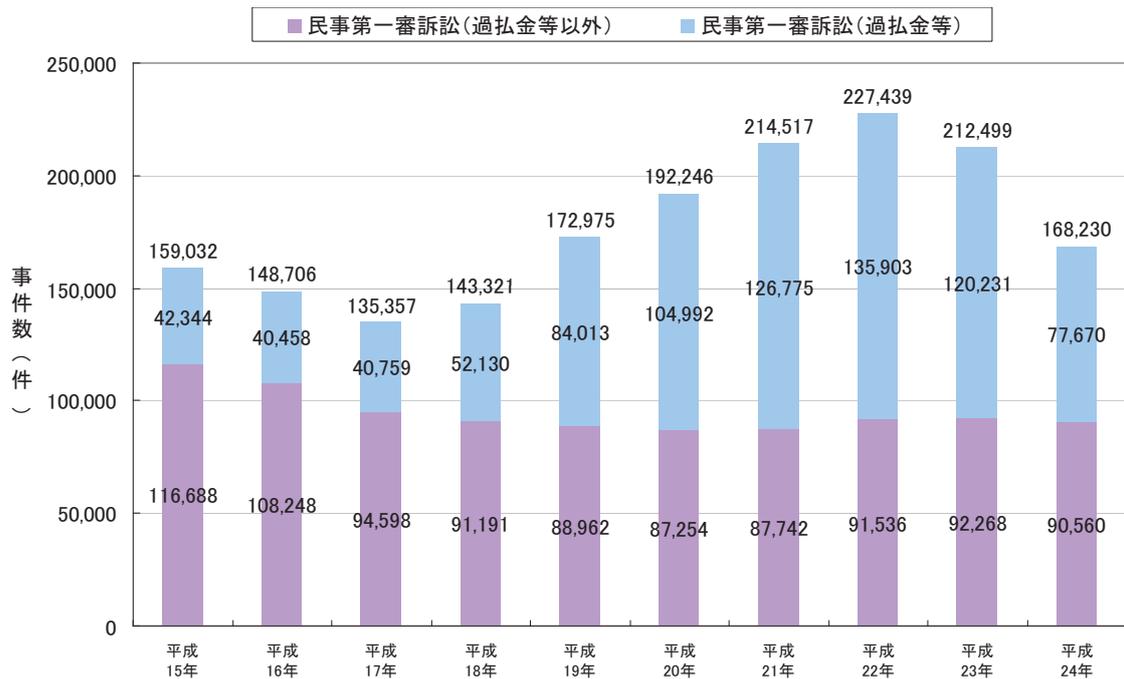
【図2】 新受件数及び平均審理期間の推移(民事第一審訴訟(全体))



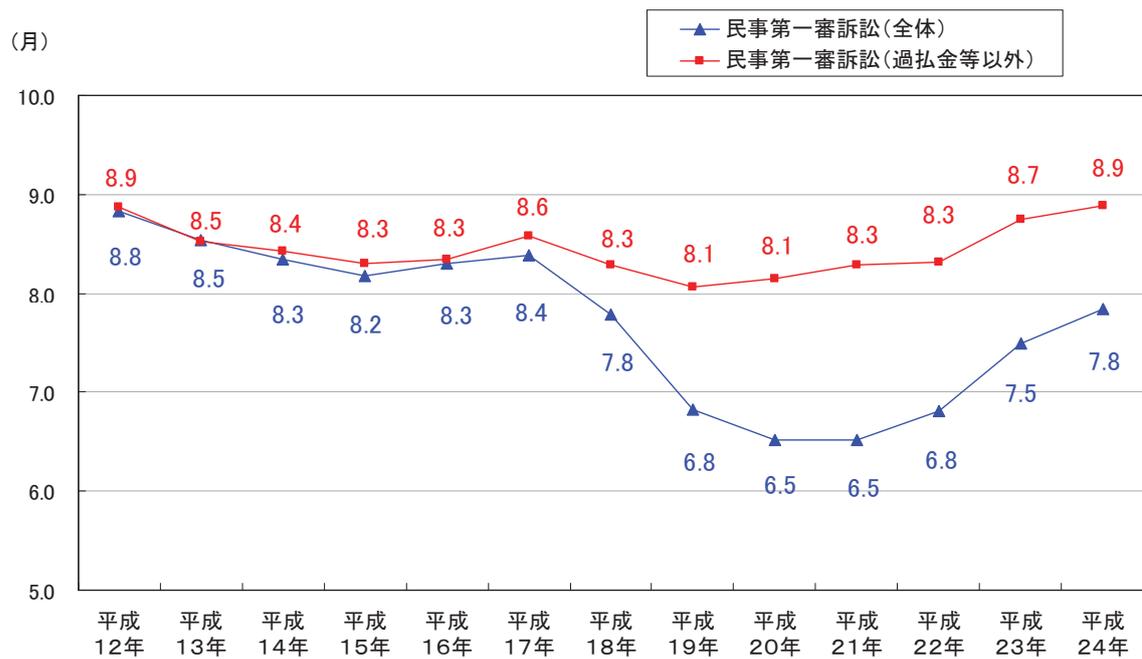
【図3】 新受件数の推移(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))



【図4】 既済件数の推移(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))



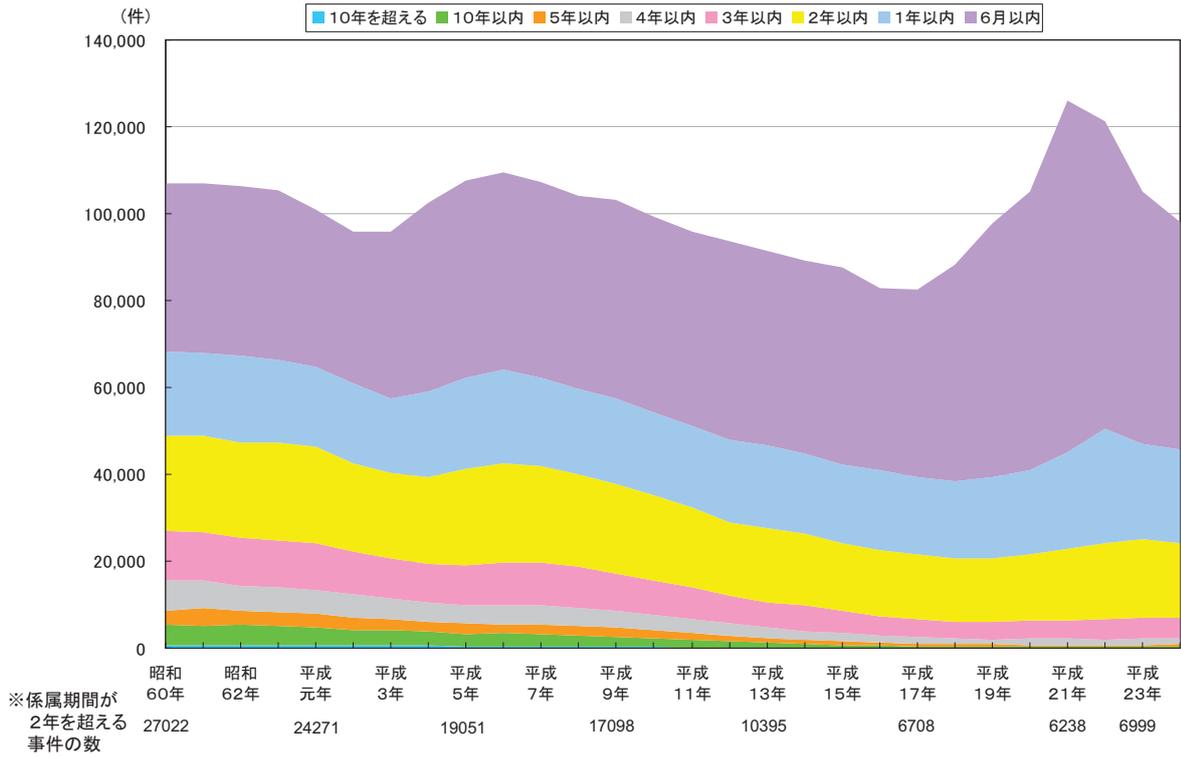
【図5】 平均審理期間の推移(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))



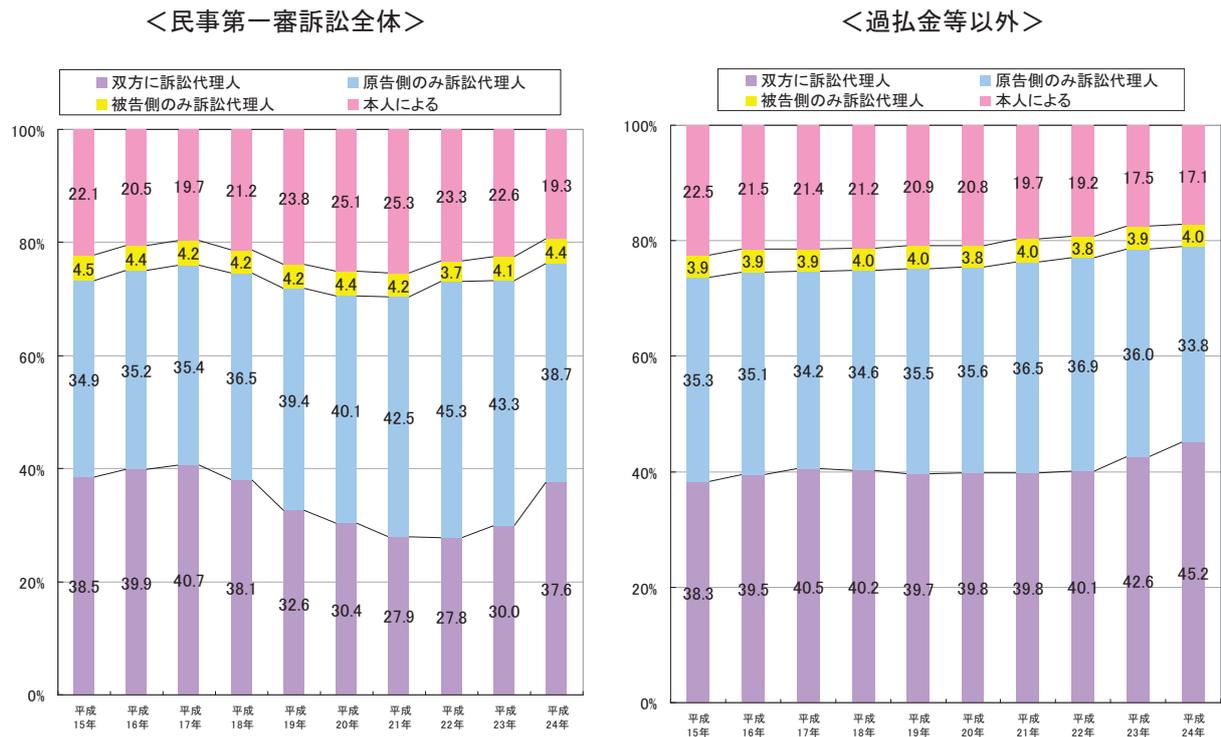
【表6】 審理期間別の事件数及び事件割合(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))

事件の種類	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
事件数	168,230	90,560
平均審理期間(月)	7.8	8.9
6月以内	103,815	50,971
	61.7%	56.3%
6月超1年以内	32,613	17,148
	19.4%	18.9%
1年超2年以内	23,611	16,470
	14.0%	18.2%
2年超3年以内	5,927	4,263
	3.5%	4.7%
3年超5年以内	1,997	1,508
	1.2%	1.7%
5年を超える	267	200
	0.2%	0.2%

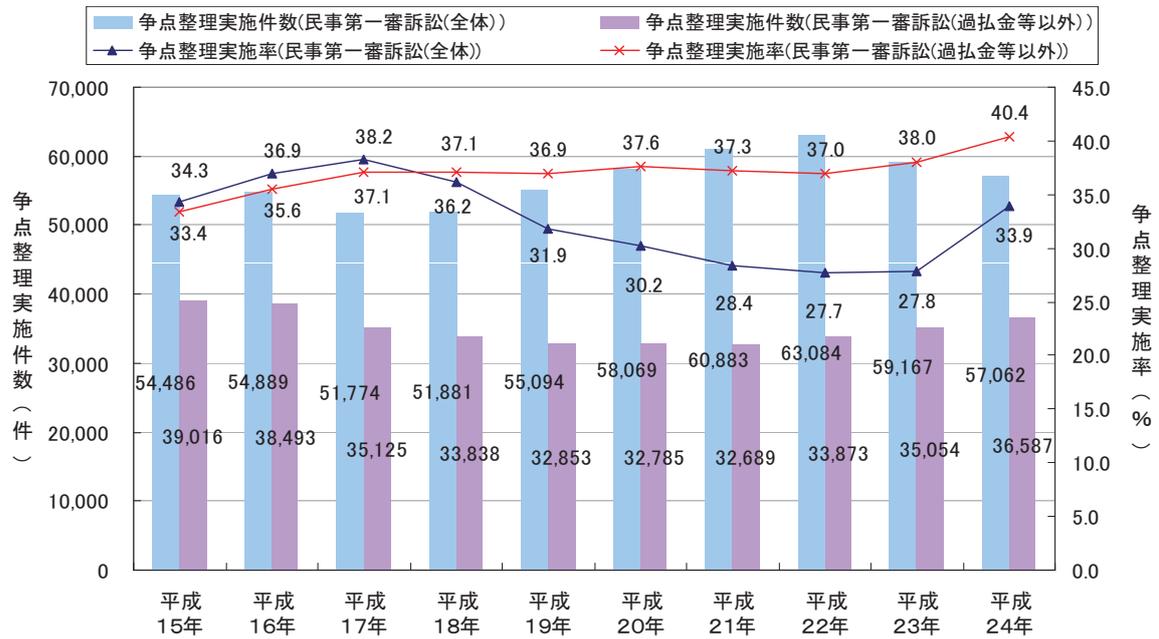
【図7】未済事件の係属期間別事件数の推移(民事第一審訴訟(全体))



【図8】訴訟代理人の選任状況の推移(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))



【図9】 争点整理実施件数及び争点整理実施率の推移(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))

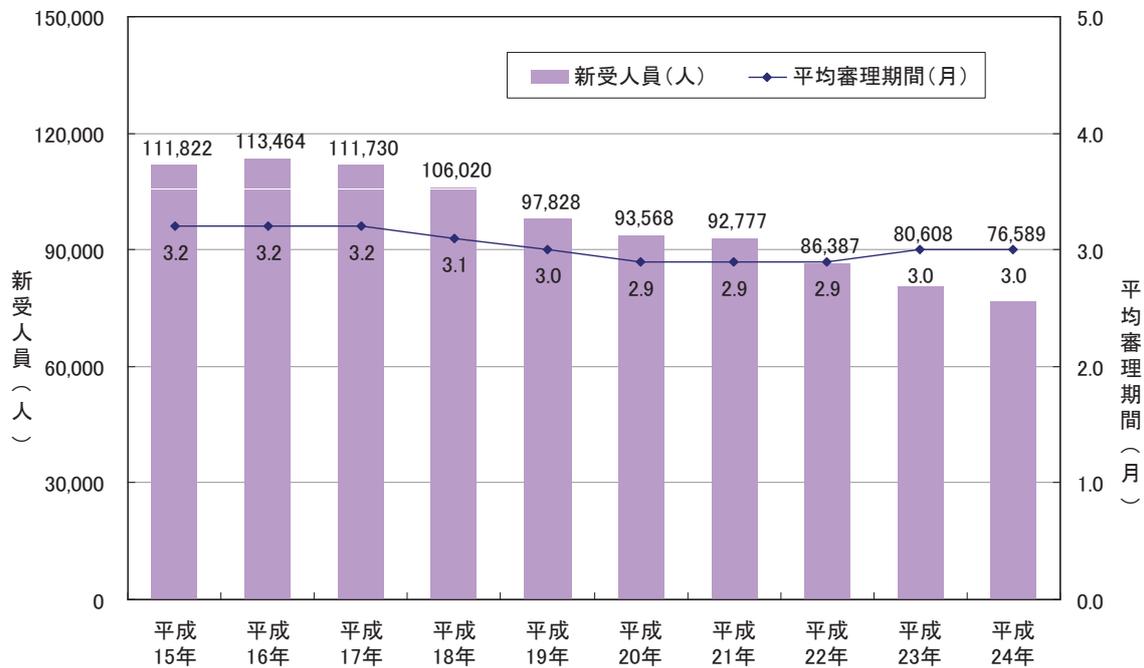


【表10】 人証調べ期日回数別の事件数及び事件割合(民事第一審訴訟(全体))

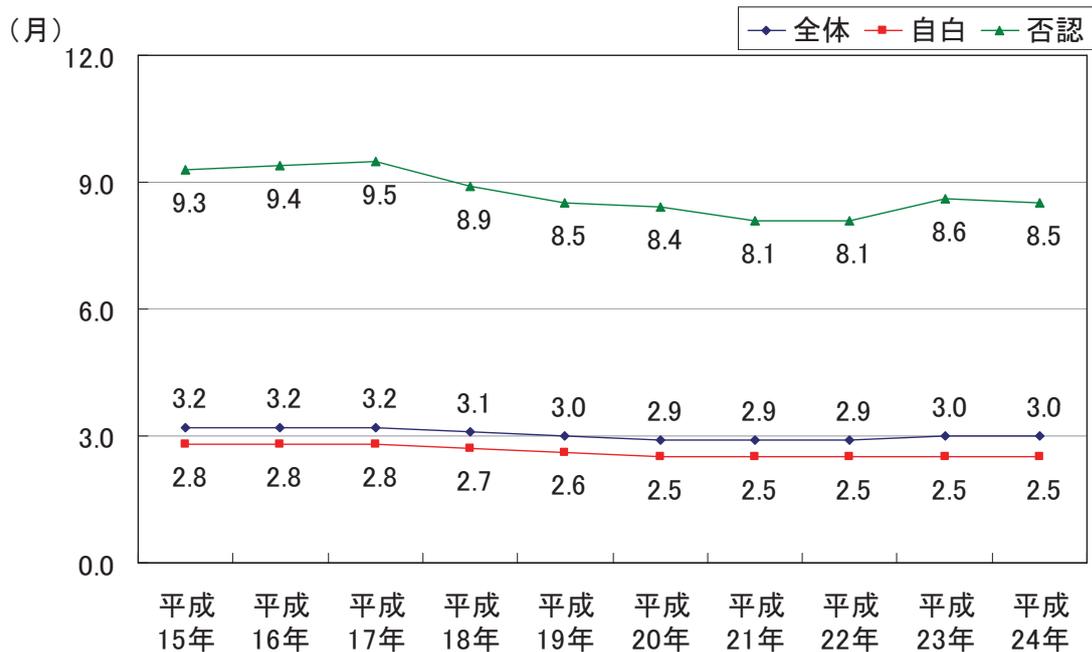
人証調べ期日回数	事件数	事件割合
1回	19,399	83.7%
2回	3,207	13.8%
3回	468	2.0%
4回	71	0.3%
5回	16	0.1%
6回	16	0.1%
7回	4	0.02%
8回	6	0.03%
9回	—	—
10回	1	0.004%
11~15回	—	—
16回以上	1	0.004%
合計	23,189	100.0%

刑事通常第一審事件の概況

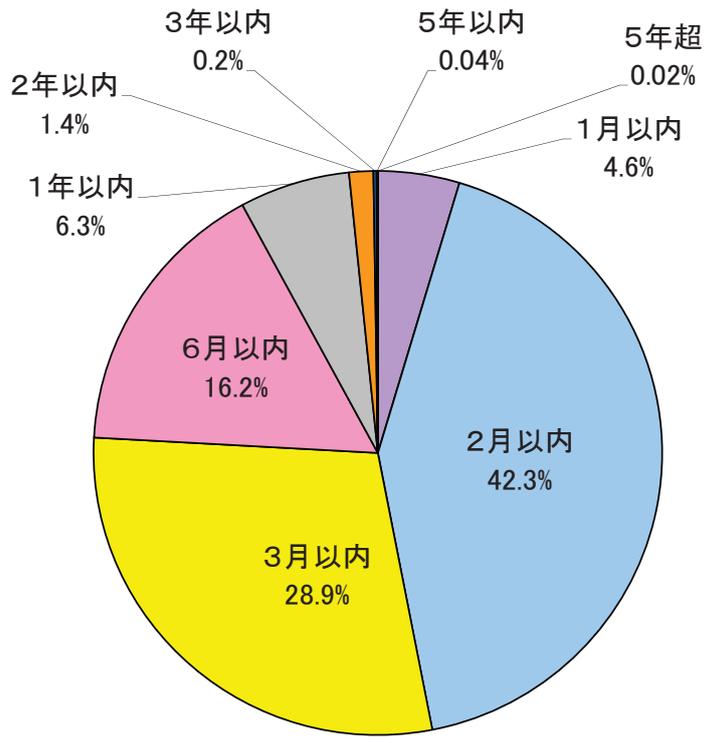
【図1】 新受人員及び平均審理期間の推移



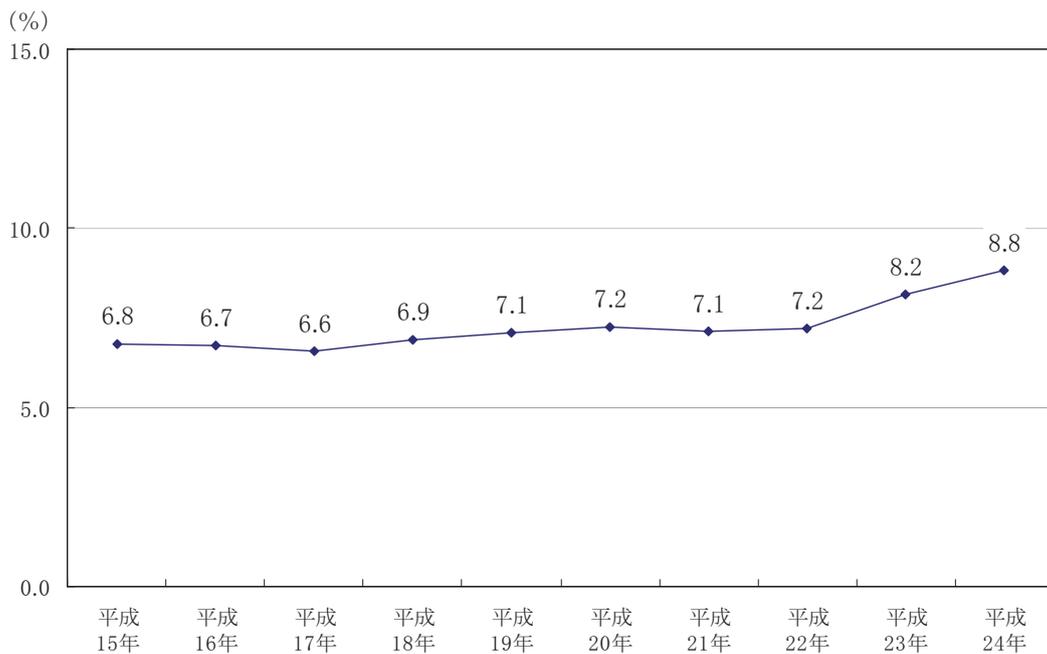
【図2】 平均審理期間の推移(全体、自白、否認)



【図3】 審理期間の分布



【図4】 否認率の推移



【表5】 平均審理期間及び平均公判前整理手続期間の比較(自白否認別)

	裁判官裁判 (平成18年 ～ 平成20年)	裁判員裁判					
		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年 (5月末)	
総数	判決人員	3,080	3,801	142	1,506	1,525	628
	平均審理期間(月)	6.6	8.5	5.0	8.3	8.9	8.8
	うち公判前整理手続期間の平均(月)	2.9	5.9	2.8	5.4	6.4	6.6
	うち公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	3.7	2.6	2.2	2.9	2.5	2.2
自白	判決人員	1,783	2,310	114	970	885	341
	平均審理期間(月)	5.3	7.2	4.8	7.4	7.4	7.1
	うち公判前整理手続期間の平均(月)	2.4	4.7	2.8	4.6	5.0	5.0
	うち公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	2.9	2.5	2.0	2.8	2.4	2.1
否認	判決人員	1,297	1,491	28	536	640	287
	平均審理期間(月)	8.3	10.4	5.6	9.8	10.9	10.9
	うち公判前整理手続期間の平均(月)	3.7	7.7	3.1	6.8	8.3	8.6
	うち公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	4.6	2.7	2.5	3.0	2.6	2.3

(注)1 審理期間とは、起訴から終局までの期間であり、公判準備期間を含む。

2 裁判官裁判は、公判前整理手続に付された裁判員裁判対象罪名の事件のうち、有罪(一部無罪を含む。)及び無罪人員を基に算出した。

【表6】 平均審理期間、平均実審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔の比較(自白否認別)

	裁判官裁判 (平成15年 ～ 平成17年)	裁判員裁判					
		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年 (5月末)	
総数	判決人員	9,199	3,801	142	1,506	1,525	628
	平均審理期間(月)	8.4	8.5	5.0	8.3	8.9	8.8
	平均実審理期間(月)	6.5	0.2 (5.7)	0.1 (3.7)	0.2 (4.9)	0.2 (6.2)	0.2 (7.1)
	平均開廷回数(回)	5.9	4.0	3.3	3.8	4.1	4.5
	平均開廷間隔(月)	1.3					
自白	判決人員	6,132	2,310	114	970	885	341
	平均審理期間(月)	6.3	7.2	4.8	7.4	7.4	7.1
	平均実審理期間(月)	4.3	0.1 (4.3)	0.1 (3.5)	0.1 (4.0)	0.2 (4.5)	0.2 (4.7)
	平均開廷回数(回)	4.1	3.5	3.2	3.5	3.6	3.6
	平均開廷間隔(月)	1.4					
否認	判決人員	3,067	1,491	28	536	640	287
	平均審理期間(月)	12.8	10.4	5.6	9.8	10.9	10.9
	平均実審理期間(月)	10.8	0.3 (8.0)	0.2 (4.7)	0.2 (6.6)	0.3 (8.5)	0.3 (9.9)
	平均開廷回数(回)	9.4	4.9	3.7	4.4	4.9	5.5
	平均開廷間隔(月)	1.3					

(注)1 審理期間とは、起訴から終局までの期間であり、公判準備期間を含む。

2 実審理期間とは、第1回公判期日から終局までの期間であり、公判準備期間を含まない。最長のものは95日であり、最短のものは2日である。

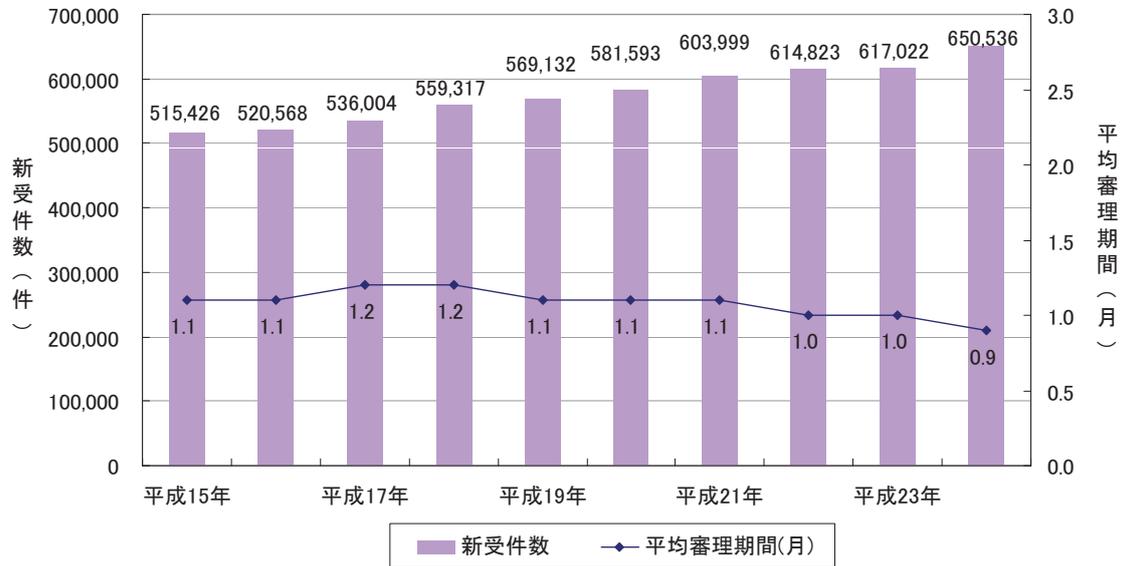
3 裁判員裁判の平均実審理期間の()は、日数の平均である。

4 裁判官裁判は、裁判員裁判対象罪名の事件のうち、有罪(一部無罪を含む。)及び無罪人員を基に算出した。

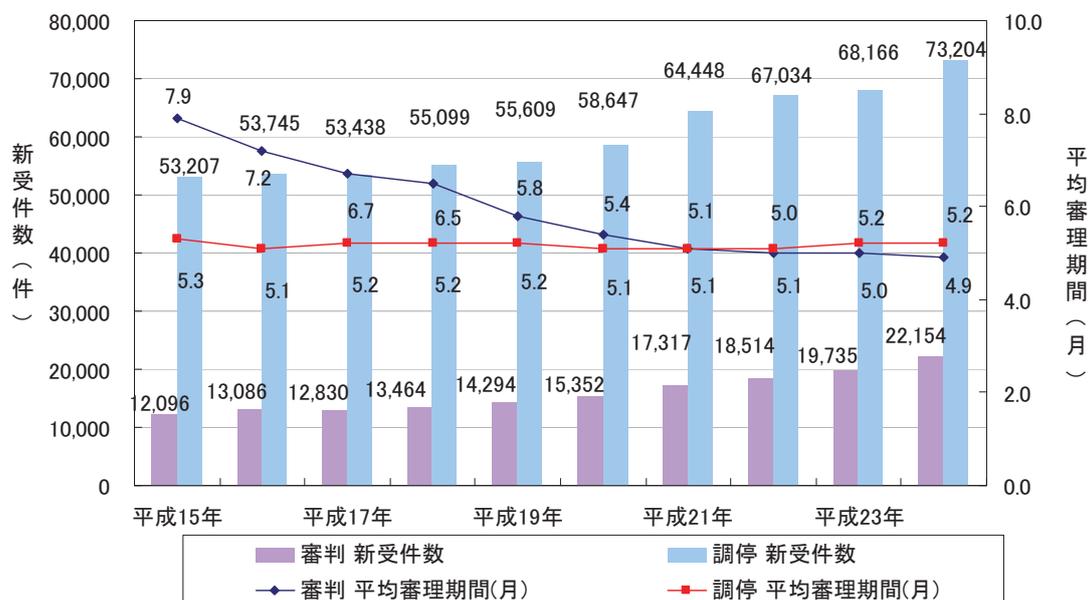
5 平成17年に終局した裁判員裁判対象罪名の事件のうち、公判前整理手続に付されたものはない。

家事事件の概況

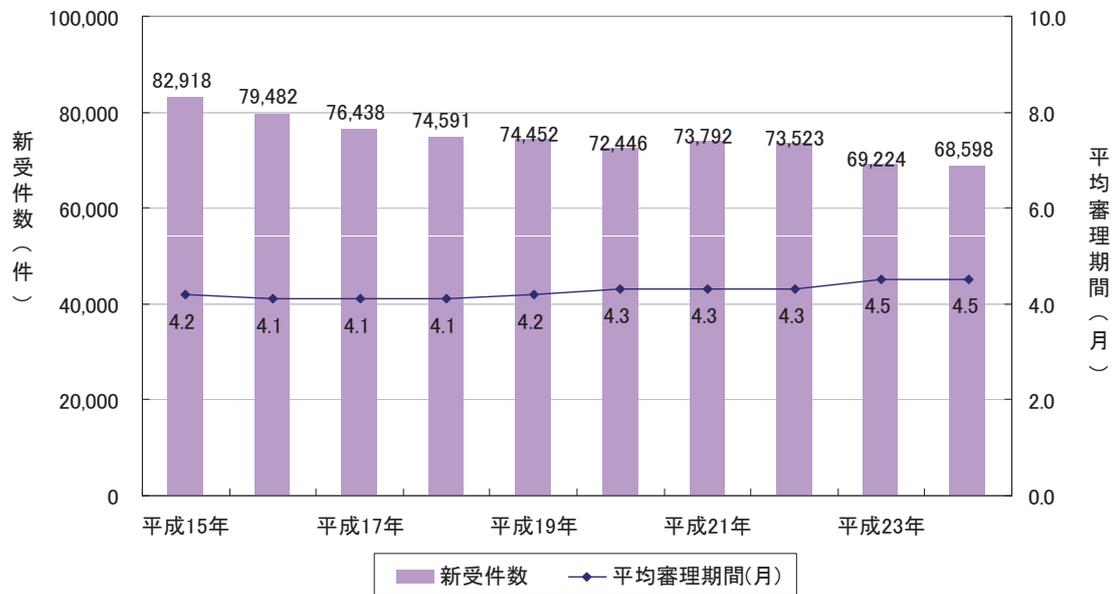
【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(甲類審判事件)



【図2】 新受件数及び平均審理期間の推移(乙類事件)



【図3】 新受件数及び平均審理期間の推移（乙類以外の調停事件）



【表4】 家事事件の審理期間別の事件数及び事件割合

事件の種類	甲類 審判事件	乙類 審判事件	乙類 調停事件	乙類以外の 調停事件
6月以内	642,237 98.9%	16,331 76.4%	52,782 74.0%	54,297 79.3%
6月超 1年以内	5,503 0.8%	3,331 15.6%	13,395 18.8%	11,864 17.3%
1年超 2年以内	1,283 0.2%	1,311 6.1%	4,394 6.2%	2,136 3.1%
2年を超える	176 0.03%	412 1.9%	781 1.1%	155 0.2%

【図5】 新受件数(審判+調停)及び平均審理期間の推移(遺産分割事件)



※ 新受件数は、審判事件及び調停事件のいずれかとして係属したものを合計した件数であり、調停不成立により審判事件として係属した事件や、審判申立て後に調停に付して調停事件として係属した事件を含む。

【図6】 新受件数(審判+調停)及び平均審理期間の推移(婚姻関係事件)



※ 新受件数は、審判事件及び調停事件のいずれかとして係属したものを合計した件数であり、調停不成立により審判事件として係属した事件や、審判申立て後に調停に付して調停事件として係属した事件を含む。